

令和5年4月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和5年4月12日(水) 午前 9時30分から 9時58分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 万里
農業委員会会長職務代理者 1番 望月 稔

委員 2番 望月 英俊
3番 田村 英俊
5番 谷津倉 寛
6番 笹古 時男
7番 渡邊 武敏
8番 近藤 敏男
9番 鈴木 一孝
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
12番 佐野 隆洋
13番 佐藤 正職
14番 渡邊 哲史
15番 太田 篤子
16番 安藤 公男
18番 後藤 環
19番 荻田 丈仁

4.欠席委員

4番 高井 修一

5.議事

- (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- (2)委員の辞任について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主幹 野村 昌寛
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め13番佐藤 正職君、14番渡邊 哲史君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、こ

れにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第10号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第19号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計4件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第10号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
富士川地区6番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ富士川地区6番 朗読)
今月の3条の案件で、北部地区以外については、耕作面積が本案件は719㎡、これ以外は0となっております。2月の委員会でご説明させていただいたとおり、法律が改正され、4月より下限面積要件(富士市においては3千㎡以上の農業を営むものでなければ農地を取得できない)が撤廃されたことによる申請です。今後、耕作面積の欄は参考程度にご覧ください。事務局としましては、耕作面積の少ない案件は、申請農地を取得することが妥当と思われる案件を基本的に受け付けていきたいと考えています。

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、富士川楽座の北側にある松雲寺の南へ120m程進んだところにあります。譲渡人は、年配のため耕作管理ができず譲受先を探していたところ、対象地のすぐ隣にある住宅に居住されている方が譲り受けたいとの話があり、申請されました。この申請地は、市街化区域ですが接道がなく、農地以外の利用が困難です。レモンの栽培を計画し、販売方法も考えており、面積としても問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 富士川地区6番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士川地区6番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、今泉地区7番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ今泉地区7番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、富士裾野線の新東名高速道路下の交差点北側を150m程進み、右

手に野菜販売の旗がある側道沿いにあります。譲渡人は高齢化に伴い耕作管理ができないため、10年ほど前から譲受人が耕作を続けており、お兄様が亡くなったことに伴い所有権を弟様に譲るとい話です。申請地の現況は、普通畑でしっかり耕作されており、無人販売の野菜もよく売れているそうです。周辺農地への影響もなく問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 今泉地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
今泉地区7番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に北部地区8番9番は関連がありますので、一括審議をします。事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ北部地区8番、6ページ北部地区9番朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地(北部地区8番・9番)は、今宮バイパスを北に進み今宮信号機交差点の周辺にあります。8番については、譲渡人は相続により取得したが、農業経験が無く耕作管理ができない。譲受人は農業を営んでおり、本地を取得して農業経営の拡大を図りたい、との話です。現地確認をしたところ、申請地は農地で、現在譲受人が耕作をしています。シキミの栽培をしており、問題ないと思います。
9番については、譲渡人は高齢で耕作管理ができない。譲受人は農業を営んでおり、本地を取得して農業経営の拡大を図りたい、との話です。申請地は茶畑になっており、畑が隣であるため耕作もしやすいとのことで、問題ないと思います。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 北部地区8番9番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
北部地区8番9番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長	次に、原田地区10番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案5ページ原田地区10番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、須津中の北東200m程のところにあります。譲渡人は相続により取得したが農業経験が無く耕作管理できない。譲受人は市内農場でアルバイトをしており、本地を取得して独立した農業経営を図りたいとの話です。現地確認をしたところ、元々は耕作放棄地でしたが、現在はきれいに整地されレモンの木が植えられていました。農場から耕作技術面の援助を受けられる予定となっており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	原田地区10番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 原田地区10番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、吉永地区11番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案5ページ吉永地区11番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、桑崎公会堂の南にあります。譲渡人は、相続により取得しましたが周辺には居住していません。譲受人は、現在は県内の他市に居住していますが、今後は隣接する宅地を居住地とし、本地を家庭菜園として利用したいとの話で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区11番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区11番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案7ページの議第11号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明について審議をお願いします。岩松地区1番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案7ページ岩松地区1番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、旧国道1号富士川橋の東側周辺に複数あります。申請地の内、北西側にあるものはかりがね堤、富士川堤外でありますので調整区域となります。その他は市街化区域です。おじい様の代から農業経営を行っており、現在は相続人と息子さんの2人で梨とミカンを中心とした栽培を行っています。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 岩松地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
岩松地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明についての審議を終わります。

会長 次に議案9ページからの報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 (事務局議案9ページから11ページ 報第18号から報第20号 朗読)

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告願います。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。
つづきまして議事(2)委員の辞任について、審議をお願いします。事務局より説明願います。

事務局 今月は市議会議員の改選があります。これにあたりまして、荻田委員が農業委員を辞任されます。農業委員の辞任には農業委員会の承認が必要となります。ご審議をよろしく願います。

会長 事務局からの説明が終わりました。ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

原案にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、委員の辞任について、審議を終わります。

以上で議事はすべて終了しました。

令和5年4月12日

農業委員会会長

同委員

同委員